

参政の

いこうで選ぶ

その一票



3月25日(日)は

投票時間 午前7時～午後8時

任期満了に伴う熊本県知事選挙が行われます。

【期日前投票】 選挙当日に仕事やレジャーなどで投票所へ行けない人は、期日前投票ができます。入場券の中にある「期日前投票・不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入して期日前投票所に持参してください。

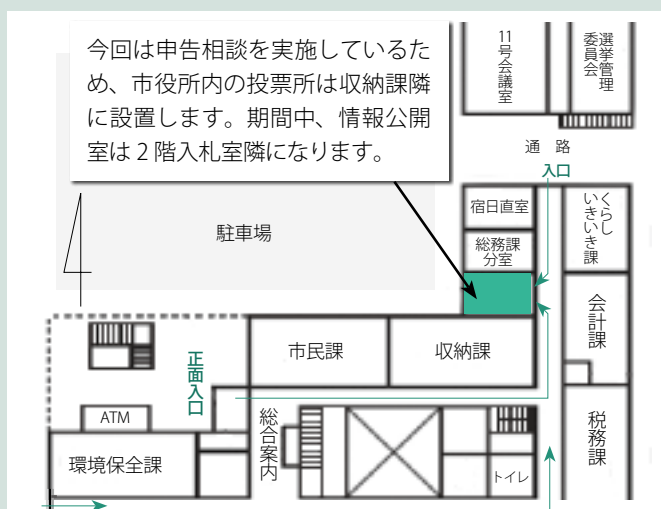
●期間 3月9日(金)～24日(土)

●場所と時間

市役所とあらおシティモールでは、時間が異なりますのでご注意ください。

- ・市役所1階 収納課となりの投票所
午前8時30分～午後8時
- ・あらおシティモール2階シティホール
午前10時30分～午後7時

※投票する日に満20歳になっていない人は、期日前投票はできません。不在者投票を行ってください。



【不在者投票】※荒尾市役所のみ受付

①滞在先(市外)での不在者投票 不在者投票ができる期間や要件などは、期日前投票と同じです。投票用紙を取り寄せる場合は、入場券の中にある「期日前投票・不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入して、荒尾市選挙管理委員会に請求してください。

※不在者投票された投票用紙が選挙当日までに着く必要がありますので、手続きは早めをお願いします。

②病院・老人ホームなどでの不在者投票

県の選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院・入所をしている人は、そこで不在者投票ができます。早めに病院や施設におたずねください。

③郵便による不在者投票

・投票用紙を請求できる期間 3月6日(火)～21日(水)

●この制度を利用できる人 選挙管理委員会に「郵便等投票証明書交付申請書」と右表に該当する手帳や被保険者証と一緒に提出した後、郵便投票証明書の交付を受けた人です。

【郵便投票申請基準】

身体障害者手帳	両下肢、体幹または移動機能の障害	1級または2級
	内臓機能（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸）の障害	1級または3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢または体幹の障害	特別項症～第二項症
	内臓機能（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓）の障害	特別項症～第三項症
被介護者証 被保険者証	要介護状態区分が要介護5であるものとして記載されている人	

郵便投票の資格がある人（郵便投票証明書交付者）で、自ら投票の記載をすることができない人として定められた障がいがある人は、選挙管理委員会に代理記載人の申請の届け出をした後、代理記載人投票をすることができます。

熊本県知事選挙

私たちのくらしの代表者を選ぶ大切な一票です。棄権することなく投票しましょう。

【投票できる人】 次の要件を満たし、荒尾市の選挙人名簿に登録されている人です。

- ・3月25日現在で満20歳以上の人(平成4年3月26日までに生まれた人)
- ・平成23年12月7日までに転入届をし、引き続き荒尾市に住んでいる人

●市内で転居する人 市内の転居で、2月27日までに転居届を済ませた人は「新住所地の投票所」で投票できますが、その後転居した場合は「前住所地の投票所」で投票してください。

●市外へ転出した人 荒尾市から熊本県内の他市町村に1回のみ転出した人で、まだ荒尾市の選挙人名簿に登録されていれば、「引き続き住所を有することの証明書」を提示すると、投票ができます。

※①熊本県外に転出した人や熊本県内を2回以上転出

した人は投票できません。

②「引き続き住所を有することの証明書」は転出元か転出先のどちらかの市町村が発行しますので、どちらかで申請・取得してください。

【選挙人名簿】 平成24年3月7日現在で新しく永久選挙人名簿に登録された人の名簿は、次のとおり縦覧できます。登録もれや間違いがないか、お確かめください。

●日時 3月8日(日)

●場所 荒尾市選挙管理委員会事務局

【選挙公報】 3月15日(木)から配布予定。

※広報あらお3月15日号と一緒に配送します。

【選挙速報】 市ホームページに選挙当日の投・開票状況などを掲載します。

☎選挙管理委員会事務局 ☎63-1254